

ヴィーザーと「法の錯誤」

大須賀 直樹

1. はじめに
2. ハプスブルク帝国と立憲制
3. ヴィーザーの状況把握
4. ヴィーザーの展望
5. ヴィーザーの評価をめぐって

1. はじめに

オーストリア学派を確立した人物の一人として、メンガーやバーム＝バヴエルクと並び称されるヴィーザーだが、彼の業績全体をどのように見るべきかは論者によって異なる評価がなされている。彼の業績は、メンガーの理論を精緻化したとされる経済理論での業績と、後年の社会的な視野を持った探求とにわけて考えられることが多く¹⁾、特に後年の社会学的探求の存在が、彼の業績全体の評価を困難にしているように思われる。このような方向はメンガーやバーム＝バヴエルクにも見られるものの、彼らはヴィーザーのように社会学的探求を中心に据えた著作を著すことはしていない。

このヴィーザーの関心の分裂に関して、一般的には、彼の少年期からの歴史への関心と経済理論と社会的視野を結びつける試みがその接合点として指摘されてきた。さらに、八木²⁾によれば、彼の勢力を中心概念とした社会学的探求が当時のオーストリア自由主義の抱える問題を反映するものであること、そのことの理解によって上に見た一般的な見解での接合点がより積極的に経済学での研究にも意味を持つものとして捉えられれている。八木はヴィーザーが当時直面した問題——弱体な自由主義政党、民族問題、労働問題——とこれらの問題へのヴィーザーの態度を見ることによって、ヴィーザーの解法を「自由の概念の再定義」として整理している。この「自由の概念の再定義」の示す自由は、さまざまな勢力が均衡している状態のことであり、それによって個人が外的な強制を感じない状態のことである。八木は、こ

1) ヴィーザーへの弔辞である Hayek [1926], Schumpeter [1927] などに加え、長 [1955] の評価もこのような観点からなされている。

2) 八木 [1988] 第4章「ヴィーザーとオーストリア自由主義」

のようにヴィーザーの「自由」を見ることによって、経済行為の主体と社会学的な考察の中での個人とを重ね合わせることができると指摘している。確かにこの指摘は、ヴィーザーの経済学の領域での研究と社会的視野を持った探求を結びつけるものだが、最後の著作が『勢力論』であったことからも示されるヴィーザーの社会的視野を持った探求への固執を理解するには十分ではないように思われる。そして、ヴィーザーと彼の後の世代のオーストリア学派の経済学者との距離感を説明するものとしては、現状ではシュトライスラー³⁾が暗示するヴィーザーの個人的資質しか提示されていない。本論文では、八木の研究でも参照されている『権利と勢力』⁴⁾でのヴィーザーの言説を検討することによって、社会学的探求への固執がヴィーザーにとってどのような意味を持っていたのかを明らかにし、また、そのことから彼の思索の方向、および、彼と後の世代のオーストリア学派との距離感を理解するにあたっての端緒となりうる視点を提示することを目的とする。

2. ハプスブルク帝国と立憲制

本論で扱うヴィーザーの言説は、当時の議会制の問題に対する彼の見解が主要な内容となつておらず、そこではウィーンの1848年の革命にまで遡った議論がなされている。そこで本節では、『権利と勢力』の検討に先立ち、その前提となるハプスブルク帝国の立憲制への移行とその後の議会の状況を概観する。

ハプスブルク帝国の立憲制への明確な動きは、1848年の革命にその発端を見ることができる。ウィーンでの1848年の革命は、一時的には成功するかに見えたものの、最終的には軍隊の力を借りた保守派によって制圧されてしまった。憲法制定国民議会は存続し憲法草案を提示したものの、翌1849年には武力で解散させられ、ここで出された案に替わり保守的かつ極めて中央集権的な欽定憲法が発布された。だが、この憲法すらも1851年には廃止され、革命前の絶対主義国家としての体面が回復されている。憲法の制定はこの後10年近く後の1861年の「二月憲法」を待たねばならない。この憲法は内相シュメアリングにより発布されたが、それはプロイセンとのドイツ統一の霸権争いで有利な地位を得ることを目的として中央集権化をすすめたものであった。ドイツ統一の主導権の獲得は、1859年のイタリア戦争で敗北したハプスブルク帝国にとって、その損失を埋め合わせるために必要なことであった。また、この憲法では、帝国議会が貴族院と衆議院から構成され、衆議院議員を選出する地方議会の選挙区はドイツ人のミドルクラスに有利になるように整えられていた。このことがドイツ人以外の諸民族の激しい反対を喚起した。そして、1865年にプロイセンとの緊張が高まると、帝国議会は解散され、この憲法は一次停止されてしまった。ハプスブルク帝国はこの後、プロイセンとの戦いに敗れ、ドイツ

3) Streissler [1986]

4) Wieser [1910].

問題への関与から締め出されただけでなくヴェネツィアを手放すことになり、ドイツとイタリアへのハプスブルク家の支配はここで終わることになる。

普墮戦争での敗北は大ドイツ思想とオーストリアドイツ人の中央集権論の意義を減少させた。このハプスブルク帝国分解の危機に際して、ハンガリーへの譲歩によるアウスグライヒ体制（オーストリア＝ハンガリー二重帝国）がとられた。これは民族的主張の噴出に対し、その中で最大の勢力を持つハンガリーに特権的地位を与えることによって協力を取り付け、事態への対処を図るものであった。これにより、ハンガリー、オーストリアの双方に独自の憲法、議会、政府が認められた。オーストリアの議会はアウスグライヒを認めることと引き換えに、「二月憲法」の単なる修正にとどまらない「十二月憲法」の発布を認められた。この憲法は内閣の議会に対する責任の原則を認めるなど大幅な進歩が見られたが、議会に関しては貴族院と衆議院からなる以前の体制が引き継がれた。そしてまた、皇帝は帝国議会と地方議会の開催、停止、解散を命じるなど、なお大きな権限を保持していた。とはいえ、これによってオーストリアは近代立憲政治の時代に入ったのである。

オーストリアの議会ではドイツ人自由派が支配的な位置にあり、彼らは帝国内での自らの優位を保ちつつ自由化をすすめ、1873年には選挙法を改革し、依然部門別の選挙とはいえ帝国議会議員は直接選挙で選ばれることになった。ドイツ人自由派は、この直後の選挙では経済的な好調も手伝って優位を維持することができたものの、同年の経済恐慌などによって支配的な地位は揺らぎ、1879年にはこの党派からの内閣は罷免された。また、1873年以降、ドイツ人上層ミドルクラスはその利益の促進を国家に求めるようになった。これはつまり、自由派の支持層の減少を意味する。後を受けたターフェ内閣は、前内閣のドイツ人偏重政策に対する支持の低下を踏まえ、バーメン、マーレンの両州で教育、行政サービスにおいてドイツ語とチェコ語に同等の権利を認めた。バーメンではこの期間にチェコ人のミドルクラスが急成長し、政治的、経済的に指導的地位につくようになっていた。これに対し力を失いつつあったドイツ人の側では急進派が力を持ち始め、その反動としてチェコ人の側でも急進的なグループが力を持ち始めた。これら急進派間の衝突によって、議会はすでに正常な運営を妨げられていたが、普通選挙権の導入によってバーメンでの多数派となったチェコ人急進派への考慮として発布されたバデニー内閣による言語令をめぐって議事の混乱は激化した。

また、これに先だって設立されていた大衆政党であるキリスト教社会党と社会民主党の活動も、この混乱を増幅させる要因であった。キリスト教社会党はドイツ人下層ミドルクラスと農民を主な支持基盤とし、カトリック教会とハプスブルク帝国への忠誠心、ユダヤ人に対する強い反発を特徴としていた。社会民主党は労働者を支持基盤とし、工業労働者の生活条件の改善をその主要な関心事としていた。

この混乱は帝国議会に安定した多数派をもたらさず、そのことから1900年に首相になったケルバーは、政府に緊急令を発布する権限を認めた憲法14条を根拠に必要な立法を議会の審議を

絶ない緊急令で行うようになった。形式的には議会はこの「緊急令」に対抗することが可能だったが、さまざまなグループの激しい争いの場と化していた議会がそのために必要な多数派を形成することは事実上不可能であった。これによって政治に対する帝国官僚の支配が行われるようになった。皇帝は1907年に普通平等選挙制の導入によって混乱の収拾を図ったが、結局これはかえって民族闘争を拡大する結果になってしまった。この激しい民族闘争を抱えたまま、ハプスブルク帝国は第一次大戦に突入することになる。

3. ヴィーザーの状況把握

ヴィーザーは、旧来の自由主義政党が具体的成果をあげられず指導的立場を維持できなかつた原因を、彼らの考えた「自由」の不充分さと支持基盤の狭さに求めている。前者は、主に彼らが具体的成果を上げられなかつた原因として、後者は主に彼らが指導的立場を維持できなかつた原因として考えられている。

まず、前者の旧来の自由主義の「自由」の不充分さと、それがもたらした自由主義政党の縮小、弱体化というヴィーザーの見解を見てみよう。当時までの自由主義に対してヴィーザーは、「無制限の自由という教義に忠実なあまり、日々の現実政治に対処することができなかつた」⁵⁾という見解を持っていたとされている。ヴィーザーは旧来の自由主義政党が「教条的自由主義原則」を固持していたこと、そこでの自由主義原則がきわめて不充分であったことを批判する。彼らがなにものにも制限を加えないという意味での自由主義者であったことが問題とされるのである。彼らはこのような原則に立つことによって、労働者保護のための立法など、当事者のいずれかの側に制限を加える方策に対して消極的にならざるを得なかつたのであり、それは現実の政治の中で具体的な成果をあげることを非常に困難にしたという見解をヴィーザーは示している⁶⁾。

このことは、自由主義が支持基盤を広げられず、さらには弱体化していった原因としても捉えられている。第2節で述べたように、旧自由主義勢力の支持者はドイツ人ミドルクラスであったが、ヴィーザーは、彼らの示した政策が上層ブルジョアジーの利害のみを考慮したものであつたことを指摘し⁷⁾、このことを旧来の自由主義が選挙制度の改革ごとに力を失つていった

5) 八木 [1988] 101ページ。99-102ページ、及び109-111ページも参照。同論文では、後に示すヴィーザーの自由に対する見解をヴィーザーによる自由の「再定義」として整理し、ヴィーザーの初期の純粹理論的な探求と社会学的な視点による探求の連続性を理解する上で重要な契機として扱っている。

6) 例えば、Wieser [1910] S. 132-133。

7) 「旧来の自由主義は賞賛すべきことに議会制によって統治を行おうとしたが、そのことは彼らのプログラムが狭いブルジョアジーのためのものであり、農民や労働者の利害どころか、下層ブルジョアジーの利害をも考慮にいれておらず、さらに決定的なことに、大局を見据えたな外交政策も考慮に入れていないことを明らかにした。」 Wieser [1910] S.97

ことの原因と見ている。先に見たとおり、オーストリアの選挙制度は漸次その選挙資格を拡大し、1907年の選挙改革で男子普通平等選挙制が実現されるという経過をたどったが、諸政党が労働者、あるいは農民層、さらにはドイツ人ミドルクラスに訴える方策を提示し確実に彼らの支持を取り付けていったのに対して、旧自由主義勢力は、これまでの支持層にのみ支持され、新たに選挙権を持つに至った層の支持をとりつけるための方策を立てることができなかった。ヴィーザーは、ここに彼らが力を失っていった原因を見ている⁸⁾。

つまり、ヴィーザーの見た自由主義政党の困難とは、あまりに教条的な自由主義的原則に拘束されたことによって具体的な方策が立てられなかつたことであり、そのことによる相対的な地位の低下であった。このような状況から、旧来の自由主義勢力は、それまでの教条的な原則を守りつつ資本家階級の利害を代弁する党派や、各階級の自由を確保すべくより積極的な権利の確保を訴える党派へと分裂していく。ここから生じたグループは、名前の上では自由主義という普遍的な価値を掲げてはいるものの、実際には個別の利害関係を政策へ反映させようとする利害代表集団であった。

だがしかし、ヴィーザーはこのような状況を必ずしも絶望視していない。むしろ、諸政党がその意思を実現させようすることに関しては、それが政府への圧迫によってであつても、政治的な手段の利用、あるいは行政の訓練としてその経過を見守るべきだと考えている⁹⁾。ヴィーザーが問題と見るのは、各政党が自身の意思を現実のものとするための行動をとることよりも、他の政党がその意思を実現しようとする行動を妨げることにその関心と能力を向けていることである。このような各党派の行動は、しばし、民族的対立が激化したことにその原因が求められる¹⁰⁾。実際、第一節でも見たように、民族的対立に端を発する議会進行の麻痺などのエピソードは事欠かない。

だが、ヴィーザーの見るところでは、このような党派の細分化による議会の紛糾という状況を生み出しているのは単に民族的な対立感情だけではない。彼は、議事の妨害や他の党派の成果を妨げようとする行動を、単に民族主義的な党派の間のみに見られるものではなく諸党派一般に見られるものとして扱い¹¹⁾、このような状態に陥った原因を、諸政党の未成熟と憲法の不

8) Wieser [1910] S. 147.

9) Wieser [1910] S. 103-104.

10) 八木 [1988] は、ヴィーザーが1884年から1903年のプラハ・ドイツ大学赴任中に目の当たりにしたドイツ人とチェコ人の言語紛争が、彼の社会学的考察で大きな位置を占める「勢力」と「大衆」の概念形成に大きく影響したとしている。102-106ページを参照。

11) なお、ヴィーザーはドイツ人だけでなく、他の民族も政治的経験を経て政治的能力を世代を超えて強化していくと見ており、またそれが望ましいものと考えている。とはいって、彼が各民族に平等な政治的能力を認めているとは言いがたい。さしあたっての指導的地位はドイツ人に認め、彼らの指導の下で各民族が政治的経験を積んでいくという経緯を望ましいものとして述べている。Wieser [1910] S. 101.

充分さに見出している¹²⁾。

彼は、議会の機能停止の原因を民族的対立そのものよりも、一般的な諸政党の未成熟さに求めると同時に、その活動の基盤たる憲法の不充分さを問題と見ている。実際、第2節で見たように、これらの党派が活動の場とすべき議会政治は、普通平等選挙法が成立した1907年においても充分な条件が整えられているとは言いがたかった。そこではしばしば政府の「緊急令」が発動され、議会は単なる飾り物と化していた。形式的には議会はこの「緊急令」に対抗することが可能だったが、諸党派が先に述べたような活動を行っていたこともあり、議会は「緊急令」に対抗するために必要な多数派を組織することができなかつたのである。この点を考慮するならば、この問題は諸政党の未成熟の問題に収斂するかに見える。だがヴィーザーは、憲法を含めて法が十全な法であるために満たさねばならない条件は、すべてがその条文に現れるものではないことを指摘し、むしろ、そこに現れない条件が満たされていないことこそが、これまでに見てきた諸問題の根源にあると見ている。

ヴィーザーはこの不充分さを、「ローマ私法の受容によって引き起こされたような不充分な法の状態を観察する場合にもっとも容易に観察される」¹³⁾ ものと同様のものであるとし、このような状態を「法の錯誤 (Rechtirrungen)」と呼んでいる。これは、「ゲルマン民族法は田園の自然経済」を基礎としたものであったのに対し、「ローマ私法は貨幣経済の充実と精巧さから考慮」されてきたものであることから、単に都市における営業活動にとってローマ私法がより適切であるというだけでなく、ローマ法が示す形式的な整合性から、またそれが「向上心あふれる法科学生を圧倒する人類の見事な作品」であることから十全な法としてローマ法が選択されてしまうことである。実際にはそれが、その社会的土壤から自然に発生したものではない外から与えられた法であり、そのために「国民意識の中に摩擦と矛盾を引き起こし、強制なしには維持され得ない」不充分な法であるにもかかわらず、である¹⁴⁾。つまり、彼はこの不充分さを、社会的諸条件の異なる場所で生成し成功した法や制度、あるいは概念の導入にあたって、彼我の社会的諸条件の相違を見逃してしまったため、この相違から、導入した法や概念が機能不全を起こすというところにその原因をもつものと見ていた。

このような見解に立ち、ヴィーザーは当時の問題の根源を、1848年の革命とその後の制圧にまでさかのぼって説明する。第2節で見たように、ハプスブルク帝国での自由な憲法は自由主

12) 「われわれは政党の設立自体に力を注ぎすぎ、それゆえ諸政党は小さく、弱く、かつ他の政党に敵対的で、他の諸政党の成果を喜ぶよりは議会を麻痺させている。諸政党は、有効な内閣を選出するだけの期間も存続するすべを知らない議会で、解決不可能な問題に消耗している。このような憲法は不充分な法であり、立法機構はおおよそ詳細な気配りを持って扱わねばならず、多量の人的資源を必要とし、かつ、常に再投入せねばならない莫大な作業を必要とし、連続的な停滞と軋轢の元で不充分な力によってのみ機能せねばならない。」 Wieser [1910] S. 97.

13) Wieser [1910] S. 94.

14) Wieser [1910] S. 94-95.

義的革命勢力が直接その力によって獲得したのではなく、彼らを制圧したはずの絶対主義勢力が外的な状況によって導入をやむなくされたことによって、つまり、ある意味ではそれに反対の立場をとる旧体制によってもたらされた。世論は新しくもたらされた憲法を歓迎し、それをよりよい、かつ充分なものとして受け入れたが、ここにヴィーザーは「法の錯誤」を見ている。ここを起点として自由主義の没落、分裂と、当時の中小党派の乱立の状況までの経緯を見ることによって、彼は当時の問題の根源に対する説明をしている。

まず、自由主義勢力が制圧されてしまったことからもわかるように、自由な憲法が発布されたにもかかわらず、それをささえる新しい勢力——ここでは自由主義陣営のそれ——は充分ではなく、また、新しい憲法が機能することに対して妨げとなりうる絶対主義という古い勢力は決して弱いものではなかった。自由な憲法の獲得という目標に対して、外国の見本の外見のみが採り入れられ、それを支えるべきものを不充分にしか持たない新しい法がその問題点に気づかれずに導入されたというわけである。後の自由主義の衰退は、この錯誤がもたらした軋轢と困難、それらがもたらす失望として説明される。自由主義に対する失望は、ヴィーザーの見るところ、自由な憲法がうまく機能していないことへの失望の反映でもあった。単に彼らが実際には上層ブルジョアジーの利益代弁者であったことのみが問題なのではなく、彼らがよりどころとすべき自由な憲法がその存在価値を十分に示すことができず、同時にそれを支えるべき彼らに十分な力がなかったことが問題の発端なのである。ヴィーザーは、これが更なる自由主義の勢力の衰退、つまりは支持基盤の喪失をもたらしたと見ている。

一方で、憲法はそれに沿って設立された政府が、その文官行政の全体的組織と全ての課税に関して従うべき全般的指示であり、その意味で政府に圧力をかけ自らの意思を実現しようとする熟達した政党にとっても重要なものである。しかし、このことが意味を持つのはそれが十分に機能する場合であり、そのためには充分な勢力を内包していることが必要とされる。これまでの経緯の説明によれば、当時の憲法は、当然、この条件を欠いていることになる。諸党派が相互に対立するのみで生産的な成果をもたらすように見えないのは、単に彼らがその能力や意思を持たなかったとも考えられるが、そのような行動を行うための手立てが極めて不充分であったことも指摘されよう。ヴィーザーがより重視したのは後者である¹⁵⁾。

ヴィーザーが当時の状況の問題と見ていたものは、次のようにまとめられるだろう。有効な一定の方向を示す多数派を形成できないという議会の抱える問題は、民族的な対立によって増幅されているとはいえ、その根本的な原因は憲法の不充分さに求められていた。この憲法の不

15) 先にも述べたように、ヴィーザーは諸党派がそれぞれの意思を政府への圧力によってでも実現させようとしていたことを、彼らが政治的技術を身につけ、政治という世界において成熟していくための訓練とみなしていた。彼は、民族的摩擦が拡大した場合に議会での混乱の解決がより困難になると考えてはいたものの、それ以前に国家機構の円滑な存在には法秩序が不可欠だと見ていた。Wieser [1910] S. 100.

充分さは、単にその条文が未整備で欠陥を持っていたということではなく、それを現実の世界で有効に機能させるための後ろ盾を欠いていたということである。初期の自由主義はこの憲法を支える勢力としては不充分であったにもかかわらず、当時はその問題は見過ごされていた。そのことが有効な議会政治を機能させることができない原因であり、同時にそれは自由主義への失望へとつながり、自由主義陣営への支持の減少、自由主義陣営の衰退となって現れたのである。

すでに述べたとおり、ヴィーザーはこのような状況に絶望したわけではなかった。次節ではこのように当時の問題を捉えていたヴィーザーが、どのような方策によってこのような困難を打破できると考えていたのか、あるいは、このような困難な状況を抜け出す道をどこに見出していたのかを追うことにする。

4. ヴィーザーの展望

前節で示したように、当時の問題の根源を1848年以降の自由の獲得が失敗に終わったことによる求めるヴィーザーの解答は、自由の再獲得にある。ただしそれは、当時の状況を否定した上で新しい体制、思想の構築ではない。「法の錯誤」という言葉で問題を整理したことからも容易に想像されるように、当時の状況を前提とし、自由を支えるものも含めた自由の再構築であり、それが維持しうるものとなることを目指したものであった。

自由主義諸政党に関して、ヴィーザーはすでに社会的に認められる勢力の一部となることを望んでいることからも、彼ら自身が持つ力が自由へ与える影響を認めるべきだとしている。その上で彼らには、自身の成功を示すことによって自由の価値を有権者に示し、他の政党にならぶ、あるいはそれを上回る歴史的勢力を得るという作業を労をいとわずに遂行すべきだとしている。

これは、それまでの自由主義政党がその厳密な古典的自由主義の概念に拘泥し、現実的な成果をもたらせなかつたことへの反省であると同時に、当時力を得つつあった社会主義政党への批判でもある。ヴィーザーは古典的自由主義の概念はそれ自身の持つ価値のみによってではなく、常に与えられた歴史的事情の上で評価すべきだとしている。彼は普通平等選挙権を古典的な自由概念の完成としてみなし、指導的歴史的諸勢力がそれをもたらす場合には望ましい¹⁶⁾が、指導的な勢力が存在しない場合には、それは未熟な有権者の選択による混乱をもたらすだけであるとし、必ずしも望ましいものではない¹⁷⁾としている。このような古典的自由主義や、その

16) このような場合には、普通平等選挙権はむしろ指導的な諸勢力に対する均衡のための錘として重要な役割を持ち、さらにそのような勢力が効果的な管理の下にない場合には必須のものであるとしている。Wieser [1910] S. 149.

17) ヴィーザーは、そのような状況では、むしろ君主制やそこから完全な自由へ至る時期のようなより厳格な指導のほうが望ましいとしている。Wieser [1910] S. 149.

完成と見なされていた普通平等選挙法へのヴィーザーの評価を考慮に入れれば、彼が自由主義政党に望んだ行為は、一足飛びに理想の状態を追うのではなく、彼らの重視する価値のうち、現実的な価値を示すことができ、それによって有権者を引き付けられるものから現実の政治の過程で順次実現していくという段階的な、しかも非常に時間のかかるものだといえるだろう。さらに、その過程においては、古典的な自由主義の原則に抵触する活動がありうることを、ヴィーザーは当然のことと見ており、自由主義政党はそれを認めねばならないとしている。彼は自由の名の下に他の勢力と対抗することは、勢力の対抗が存在しない平和な状態を必要としており、そこにはごまかしがあると見ている。当時、社会主義政党が、彼ら自身の活動を暗黙のうちに自由と抵触しないものとして革新的な政策を打ち出していたことを引き合いに出し、このような活動に対して自由をその根拠に据えていることから対抗しないのではなく、むしろ全ての活動が古典的な自由主義の原則には抵触しうるものであることを積極的に認知し、先に挙げた原則に従い自らに対する支持を得るための方策を打ち出すことを求めているのである。

自由主義政党にその任が期待されている自由概念の大衆への普及は、決して容易に行われるものではなく相当の困難を伴うとヴィーザーは見ている。彼は「自由への全般の信頼へと再び戻りうる方策」を具体的に示すことはしていない。「心情をつなぎとめる作用は、学術論文という形ではなく、現代の預言者を必要とする」¹⁸⁾として、あくまでも暗示にとどめている。「現代の預言者」の役割は、「真の自由を得ようとする努力」に関する問題を人々に説くことから「われわれにとって現代のもっとも偉大な思想家、作家」と彼がみなすニーチェ、トルストイ、イプセンの苦悩に見出されている。

少数のものにしか支持されないツアラトゥストラとしてのニーチェには自由主義の孤立が、簡素で洗練されていない群集への回帰を説いたにもかかわらず自身をその中におくことができず、かといって洗練された文化の中に自身を置くこともできなかったトルストイには自由主義の指導者と支持者の位置の難しさが、そして、イプセンにはより明確に大衆への幻滅が見出されている。ヴィーザーは、イプセン自身の態度を象徴するものとして「わたしたち死んだものが目覚めたら (Wenn Wir Toten erwachen.)」の登場人物を扱う。この戯曲をヴィーザーは「彼自身の創作活動へのショッキングな弔辞」¹⁹⁾と見なし、彼がそれまで作品の登場人物としてきた民衆への絶望を描いたものだとしている。それはつまり、彼らが訴えかける対象であつた民衆が、彼らの望む反応を示してこなかつたことへの失望であり、理想の実現へと彼らを巻き込むための有効な手段であったはずの文明開化 (Gesittung) への無力感である。ヴィーザーは、民衆の粗暴さ、下層ブルジョアジーの反感、そして、その間にある隔たりが困難をもたらしていると見ており、教育がこの隔たりを解消することは非常に困難だと考えている。自由の価値への確信は、こうした状況から揺らぎ、そしてついには喪失したと捉えられるのである。

18) Wieser [1910] S. VIII

19) Wieser [1910] S. 153.

ヴィーザーがこの困難を乗り越えるのにあたってまず必要なものと見なすのが、全ての人々がかかわる共同の活動の場である。すでにある共同の活動として、経済的な活動をヴィーザーは指摘するが、これは、全ての人々を結びつけるものとしては不充分であると見ている。というのも、それは確かに全ての人々を活動の場に登場させ、さまざまな経路を通じて関連を持たせはするが、同時に各々の利害関係、利害の対立を明確にし、それによって先に挙げたような不和を生じさせるからである。だが、この不充分さを補うものについては、ヴィーザーは明確には述べていない。彼が示すのは、自由への確信の回復がもたらされる可能性を蓄積していくための行為であり、それを行う指導者の望ましい態度である。ニーチェに見出した孤立に関しては、自らの価値を信じ、それを遂行するにあたって大衆から離れる必要はないとする。指導的行為は彼らの中でもまた、彼らの支持の下で行われるものだからである。また、そこで示すべき自由に関して、「純粋な自由の概念から抜け出し、実用的な自由の概念に至らなければならぬ」²⁰⁾としている。前節で扱った、ローマ法の継承の際に典型的に見られた「法の錯誤」をこれに重ねて考えれば、「純粋な自由の概念」がローマ法に、「実用的な自由の概念」がそれを支えるものも考慮にいれた「法の錯誤」を逃れたものに、それぞれなぞらえられていると言えるだろう。前者はその条文のみを受け入れるのでは不充分であり、そのような受容はさまざまな軋轢や摩擦を生み出す。それに対して後者は、それを利用するものの状況に根ざしたものであり、利用するものはその効果を充分に認知しているか、あるいは、その効果を意識しないほど充分に慣れ親しんでいる。

以上のように自由への信頼の回復への道筋を見出すヴィーザーの最大の目的は、ハプスブルク帝国を一つの統治単位として平和裡に機能させることであった²¹⁾。それは各主体、集団、民族の利害関係を暴力によらずに調停しうるシステムの構築を目指したものであり、彼が最終的に期待していたことは議会政治の成熟だったが、これまでに見たようにそこへと至る過程で彼が指導的役割を担うべきだと考えていたのは、民族的には主にドイツ人によって構成される自由主義勢力と政府であった。

当時の自由主義陣営と政府がそのまでこの任に耐えうるものではないとヴィーザーは見ていたわけだが、特に前者に対しては、その原則である自由の概念の見直しを迫っていた。この

20) Wieser [1910] S. 350.

21) このような立場は、メンガー、ペーム＝バヴエルク、ヴィーザーのオーストリア学者の創始者とされる世代に共通のものであり、皇帝に敬意を払いつつ帝国を実質的に維持していた官僚に近いものであったといえる。彼らは官僚あるいは大臣などの形で行政にかかわる機会、経験をもっており、また、教師として将来の官僚層を教育する立場にもあった。八木 [1988] 6-10ページ、ジョンストン [1986] 131ページ等。なお、本論で主に依拠した『権利と勢力』(Wieser [1910]) 以前の著作にも、ヴィーザーのこのような傾向を見出すことができる。「成熟した現実政治の時代を通過したわれわれの時代は、……経験によって打ち立てられた国家理論を追い求めている。そのような努力の通訳として、今日、私は話している。」Wieser [1901] S. 348.

ヴィーザーの自由の再定義については、すでに八木によって「勢力の均衡」という整理がなされている。それは、さまざまな勢力が均衡していることによって社会で活動する個人が特定の強制を感じない状態であり、ヴィーザーは国家に対しこのような自由の状態を実現、維持することを目的とする一つと勢力としての行動を認めており、また、そうすべきとも考えていた²²⁾。本論文で扱ったヴィーザーの言説に沿ってみるならば、自由な状態とはさまざまな政党が力をつけると同時に政治的にも熟達し、彼らが構成する議会と政府が互いに憲法の示すルールにのっとった活動を行う状態であり、有権者はそれぞれの政党を各々の判断にしたがって支持できる状態ということができるだろう。ヴィーザーが示していた方策は、必ずしも具体的なものとは言えないが、しかしこのような状態の実現を目指したものであったことは確かなことのように思われる。彼が自由主義政党に期待したものは、社会には勢力が普遍的に存在することを認め、その中で困難をいとわず自由の価値を示し、それによってより強い勢力をを目指すことであった。つまり、旧来の教条的な自由主義に縛られずに、有権者に対して自由の価値を現実のものとして提示し、それによって自らへの支持を拡大していくという方向を求めることがあり、端的に言えば「法の錯誤」を認識し、そこから脱することだといえる。この観点から見れば、自由主義政党は普通平等選挙制度の実現によってその使命を終えたわけではなく、むしろ、それを現実に機能させていく責務を負わされていたと見るべきだろう。

このような「自由の再定義」は周囲に理解され得ない奇異なものでは決してなかった。例えばケルゼンは、『権利と勢力』への書評²³⁾においてこの著作を、当時見られた自由主義の再建という動きの中で評価できるものの一つだとしている²⁴⁾。ケルゼンはヴィーザーがこのような視点に立つことによって、古典的な自由主義が権利と勢力の間に見出していた対立を解消することができたが、それは権利の出現を社会学的説明で把握することによっており、そのことによって「権利の発生と破壊の『メタ法学的』問題」を含んでしまっているとしている²⁵⁾。これは権利や規則が機能するのは、それが社会的勢力を発展させるという目的に合致すると一般的に思われる場合であり、そうでない場合にはそれらの権利や規則は機能しなくなることから、強制された法や権利は単に「弱い」か「不充分」というべきだということである。ヴィーザーは自由主義政党をはじめ社会的な指導者に「法の錯誤」を認識しそれに陥らないことを要求し、それが『権利と勢力』の自由主義の再興に向けた試みの基礎に据えられていたが、ここで気に

22) 八木 [1988] 111ページ、119ページ。

23) Kelsen [1910].

24) 「古い『自由主義』思想は、若返った形態において、またより新しい科学的発展の経験を通じて純化され、『新自由主義』として将来における競争相手へと整えているように思われる。この発展に関する好ましい兆候として、ヴィーザーの『権利と勢力』が挙げられる。洗練された政治的公言として、序文においてこの自由主義——自由を破壊しかねない古い自由主義の多くの反対者とは対照的に——への貢献という希望が明言されている。」Kelsen [1910] S. 260.

25) Kelsen [1910] S. 261.

なるのは、ヴィーザーがそれを彼自身にも課していたように思われることである。つまり、「法の錯誤」は制度や概念をその表現された形のみで受け入れてしまうことであり、その弊害を緩和するには受容の基盤を考慮に入れ、そのための条件を整えていくことが要求されていたが、このような手順をまさに『権利と勢力』のヴィーザーがなぞっていたように見えるのである。

ヴィーザーが「法の錯誤」の指摘によって示したことは、理想、制度の実現の方策は、常に状況に適切なものでなければならぬという要求であったということもできるだろう。社会の意図的な変革に際して主導するものが示す概念、理想、制度が多くのものに受け入れられるものでなければ、その変革は成功を収めることができないとするこの見方は、指導者と大衆の関係として後にヴィーザーの社会把握の重要な概念となる²⁶⁾。また、そのような方法による自由の確立が、後年のヴィーザーにとっては経済を円滑に運営するための前提条件でもあった。勢力の均衡による自由の確立は、単に平和裡の経済活動をもたらすというだけでなく、彼が『自然価値論』(1889)で扱ったような理論的な考察が示す経済社会の利点が現実の経済社会の中にもより明確に現れるようになるための条件でもあった²⁷⁾。のちに、ハプスブルク帝国という支えるべきもの、問題を立てる具体的な場を失ったヴィーザーにとって、残ったものはこの見解と、諸勢力の均衡とそこでの各個人の選択の自由の保障による自由の確立だったのではないだろうか。

5. ヴィーザーの評価をめぐって

これまでの節では、主に『権利と勢力』²⁸⁾でのヴィーザーの叙述によりながら、彼が当時の状況をどのように見ており、当時の問題の打開策をどこに見出そうとしていたかを整理した。それは、ヴィーザーが「法の錯誤」と呼び、理念的、観念的要素を現実社会に反映させようとする際にしばしこるとみた問題を基底に置くものであった。このようなヴィーザーの視座は『権利と勢力』以降の著作にもみられ、また、この視座への固執がミーゼスやハイエクら、ヴィーザーの次の世代のオーストリア学派とヴィーザーの間に見られる距離感の原因であるようと思われる。これらの点についての検討を行うに先だって、まずはヴィーザーの業績に対するこれまでの評価を概観しよう。

ヴィーザーの評価に際しては、一般的には彼の最初の著作である『自然価値論』(1889)に代表される純粹理論的貢献が対象とされ、彼の後年の社会学的探求は、純粹理論的探求をその

26) 自由の再定義からくるこの社会への見方は、八木 [1988] も示すように1914年に出版された『社会経済の理論』、及びその第二版 (Wieser [1924]) でも変わることがなかった。

27) 拙稿 [1999] 12-13ページ、及び25-26ページ。

28) Wieser [1910]

準備作業として一般的社会諸法則の把握に向かったものとして扱われる²⁹⁾。エークルントはこれに対し、ヴィーザーが「勢力志向的な進化理論と静態的効用分析の接合」という起点に立つことによって、私有財産制と効用の最大化のパラドクスの解法を示したことに彼の重要性があるとしている³⁰⁾。つまり、私有財産制による社会を前提としつつ、そこでの社会的効用の最大化を目指すための厚生経済学的な解法を、勢力理論と静態効用理論の双方を枠組みとして用いることによって示した『社会経済の理論』(1914)³¹⁾に彼の最大の貢献があると見ている³²⁾。

一般的評価、エークルントの評価の双方とも、ヴィーザーの経済学での貢献と社会学的探求の連続性を認めているが、シュトライスラー³³⁾はこの連続性を否定している。彼はヴィーザーの二つの思考は両立しがたいものであり、その源泉をヴィーザー自身の首尾一貫性のなさ、混乱した思考に求めている³⁴⁾。彼はヴィーザーの貢献を、革新と模倣という経済過程、限界生産性に基づく資源の最適配分、希少性などに関する知識を伝える性質を持った価格の三つの観点にあるとし、革新と模倣という経済過程という観点がシュンペーターに、残りのものがミーゼスやハイエクに受け継がれたと見ている。

ヴィーザーの経済学的貢献と社会学的探求の間に連続性があると見る一般的な評価においては、それらをつなぐものとして、しばし、彼の少年期からの歴史への関心や、経済理論を社会の一般的な説明に結び付けようとする努力が指摘される³⁵⁾。このような見解を補強し、ヴィーザーの二つの関心の関連をより詳細に検討したものとして、八木の見解³⁶⁾が挙げられる。ここではオーストリアにおける自由主義の変容がヴィーザーの「自由の再定義」に反映されている

29) Schumpeter [1927], 長 [1955] など。

30) Ekelund [1970] p. 191.

31) Wieser [1924] はこの第二版である。

32) 「新古典派の他の理論家とは対照的に、ヴィーザーは近代経済の運動の分析を試みた。同様の手法は初期の制度学派を含む当時の他の経済学者によっても採られたが、ヴィーザーの真の独創性は、オーストリア学派効用理論と制度の進化的理論を結びつけたことにある。」Ekelund [1970] p. 191

33) Streissler [1986].

34) シュトライスラーは、ヴィーザーの特徴の一つはその表現が詩的であることだとし、この彼の特徴が論理的一貫性のなさを覆い隠すレトリックというだけでなく、ヴィーザーの方法論の基本概念でもあるとしている。そのような混乱した精神の持ち主としてヴィーザーを見た上で、「フリードリッヒ・フォン・ヴィーザーの混乱は政治的価値判断に明確に見出される。彼は自身の価値判断と科学的分析を混在させることをためらわなかった。この点において、彼はまさに彼の時代の学者の平均と何ら違わなかった。彼はマックス・ヴェーバーが戦った伝統と何ら変わるところがなかったのである。」と評している。Streissler [1986] pp83-84, p. 86.

35) 彼の歴史への関心は、スペンサーヤやトルストイの影響によって大きく視点を変えることになるが、このことについては彼自身が Wieser [1907] で述懐している。八木 [1988] (97, 120ページ) の指摘するように多くの評者はこの視点の転換に指導者と大衆の関係を重要な概念としたヴィーザーの社会的考察の源泉を求めている。

36) 八木 [1988] 第4章「ヴィーザーとオーストリア自由主義」

ことが示され、それが彼の社会学的考察を理解するにあたって重要な契機であり、また、エーグルントが『社会経済の理論』に見出した「経済政策のための規範的プログラム」³⁷⁾の基本的な視点をなしているとしている。つまり、歴史への関心が経済学を経由して社会学的探求という社会の一般的法則の記述に至ったとする一般的な評価に対しては、なぜ彼が勢力という問題を扱うに至ったのか、また、なぜそこで経済学を経由したのかが不明確であるとし、ヴィーザーの社会的、政治的体験の検討からその解答が与えられている。歴史への関心と勢力という概念を用いた社会学的探求との連続性に関しては、歴史への関心が単にスペンサーやトルストイの影響だけでなく、民族問題や労働者問題といった彼の時代の政治的、社会的経験の反映によって勢力の問題を扱う社会学的記述へと至ったとされおり、彼が経済学を経由したことについては、これらの経験による大衆の果たす役割の認識が重要な意味を持つことを示している。また、そのことを踏まえた上で、勢力の均衡という形での「自由の再定義」を理解することによって、ヴィーザーの経済学での個人の自由が社会学的考察での自由と結びつき、同時に勢力の均衡のための手段としての国家の介入がより深く理解される。これによってエーグルントの示したヴィーザーの貢献がヴィーザーの社会学的探求を背景としていること、さらに言えば、ヴィーザーの社会的、政治的経験がその理解に重要な要素であることが示されるのである。

これまでのヴィーザーに対する評価を総合するならば、以下のようなヴィーザー像が示されるであろう。まず、彼の初期の貢献は、『自然価値論』に代表されるメンガーの示した限界効用分析の精緻化、形式化に求められる。これは一般に「経済学者」としてのヴィーザーの貢献とされる部分であるが、同時に彼が社会的視野を持った記述へ至る際の出発点ともなる。彼の経済学と社会的視野の結合は『社会経済の理論』に見出されるが、それは限界効用分析によって示される社会的効用の最大化を単純に現実社会に適応するわけにはいかないことを、勢力という概念を介在させることによって示そうとしたものだということができる。この勢力という概念——より正確には指導者と大衆という関係——による社会運動の把握は、彼の政治的社会的体験の反映であると同時に、彼が属するハプスブルク帝国の官吏層の気質の反映を見るべき部分もあった。それは、自由の尊重という気質を基底に持ちつつ、同時にハプスブルク帝国の維持を最大の関心事とした彼らの抱える一見矛盾とも思える問題へのヴィーザーの解法だとうこともできよう。つまり、ヴィーザーは、自由を勢力の均衡として再定義することによって、国家（あるいは官僚）の介入を勢力の均衡という自由な状態の実現を目指す一つの勢力と見なし、それによって国家の介入という行為を「自由」と矛盾しないものと見なしえたのである。ただし、ヴィーザーの自由の再定義は、これを導きだす概念であった勢力を含めて、単に国家の介入を正当化することのみに意味を持つものではなかった。すくなくとも、革新と模倣という経済過程を説明しうるものであり、さらには、彼の経済学的な個人の行動の説明と社会的な

37) Ekelund [1970] p. 190.

個人の行動の説明をつなぎ止めるための重要な概念であった。

このようにヴィーザーを見た場合、彼の『勢力説』に見られるような社会一般の運動の説明を目指した著作はどのような位置が与えられるのであろうか。確かに彼は "Arma Virumque Cano" で、社会の一般的な法則——彼の言うところの「無名の歴史」——の記述を自身の目的として語っている³⁸⁾。だが、自由の再定義をもたらした勢力の問題への固執には、もう一つ別の要因があったように思われる。本論文ではこれまでに、ヴィーザーにとって「法の錯誤」の指摘が古典的自由主義の批判と現実的な対処のための基底となる認識であると同時に、概念、理念的言説によって現実社会の問題に対処する際になくてはならない接合点であったことをみてきた。勢力の均衡という形で自由を捉え直し、その実現を目標としたヴィーザーにとって、「法の錯誤」はその起点であると同時に、すべての抽象的な言説が現実社会の問題に対する解法としての意味を持つために陥ってはならない罠であったのではないだろうか。このように考えるならば、彼の勢力の問題への固執は別の意味を持ちはじめる。彼の勢力の問題への固執に関しては、それが彼の見た自由を実現するために検討の対象とすべきものであったことに加え、それを彼は抽象的な社会科学的言説が現実社会の問題に対処する際に必ず考慮せざるを得ない事柄だと見なしていたことが要因として指摘できる。彼にとって抽象的言説の現実社会への適応は、常に「法の錯誤」に陥る危険をはらむものであり、勢力の問題の考察はこれを避けるために社会科学の抽象的言説すべてが必要とするものだったのである。つまり「法の錯誤」は、自由の再定義を行ったヴィーザーの基本的な視点であり、彼が自らに課した方法でもあった。例えば、『社会経済の理論』でヴィーザーは、自由が実現された状態での望ましい状態が限界効用分析がしめす均衡点に近似のものと見なしていた。この抽象的言説による社会的効用最大化の説明は、彼にとって直接に現実の社会に適用しうるものではない。現実の社会には常にさまざまな勢力が存在し、その状態はかならずしも抽象的言説が説明する経緯を実現するのに必要な条件を備えていないからである。この場合にヴィーザーが必要な条件と見なしたのは、いかなる外的勢力からも強制を受けていないと個人が感じることのできる自由な状態であり、それはさまざまな勢力の均衡した状態であった。彼はこの状態の実現をめざす場合に、そこに至る過程を重視した必要な限りでの制限という手法を提示していた³⁹⁾。このように、ヴィーザーにとって「法の錯誤」は抽象的言説が現実社会の関与に関して必ず考慮すべき問題であり、その適応から生じるさまざまな摩擦や困難を最小限に押さえるために必ず考慮すべき問題だったのである。

38) Wieser [1907] S. 336.

39) また、この点の指摘によって、ヴィーザーにおける社会の抽象的記述とその利用による社会への関与の方法が、シュトライスラーの言うような単なる価値判断と科学的分析の混同としてではなく、状況の認識を踏まえた上でのきわめて暫定的な対応として捉えるべきものを持っているということもできよう。

「法の錯誤」をこのように一般的な問題として捉えたヴィーザーにとって、それを回避する際に考慮せねばならない勢力の問題もまた、明らかにせねばならないことであったろう。だが、このことから派生する自由の実現への彼の拘泥は、ハプスブルク帝国が崩壊し、民族問題が消失、かわって社会主義政権が現実の可能性となったオーストリアでは時代遅れの、そして共有されにくい関心となっていたのではないだろうか。そのように彼を理解する場合には、彼の周囲との距離は、勢力の均衡による自由の実現という彼の主要な関心と民族主義的ともとれる彼の主張に対する違和感として説明できる。当時のオーストリアにおいて、火急の問題は経済的安定を資本主義経済によって獲得するか、社会主義経済によって獲得するかの問題であった。これは社会主義経済計算論争の始点として評価されるミーゼスの1920年の論文“Die Wirtschaftsrechnung in sozialistischen Gemeinwesen”（「社会主義共同体における経済計算」）が執筆された背景でもある。このような状況の下では、ヴィーザーの勢力の均衡による自由の実現という関心は周囲の共感を得にくいものであったろうことは想像に難くない。また、現在では民族主義ともとれる彼の発言は、帝国崩壊後の周囲との距離を作るのに十分なものであったようと思われる。例えば、オッペンハイマーは1926年のヴィーザーの『勢力論』への書評において、彼のドイツ系住民への特別な期待を読者に不快感を与えるものだとしている⁴⁰⁾。同時代の人物としては、ヘルクナーがペーメンドイツ人の窮状を生き生きと示したものとしてヴィーザーの著作を評しており⁴¹⁾、同様の立場を持つ者が当時は一定数存在したことが伺われる。この評価とオッペンハイマーの評価をみれば、当初は周囲にも理解し得た見解が、状況の変化によって否定的なニュアンスを含む評価を加えられるようになったということができるよう。

「法の錯誤」の指摘によりつつヴィーザーの方向を捉えることによって、本稿では彼が後年に固執した社会的運動の記述が、ヴィーザーには社会科学の抽象的な言説一般に必要なものと見なされていたことを示した。このような視点でヴィーザーを見ることは、彼の業績に新たな面を見出すものとまでは言えないが、これにより、これまでのヴィーザー評価では彼の個人的な気質や願望にその要因が求められがちであった後年の社会的運動の記述への固執や、それがもたらしたと思われる周囲との距離感を解釈できるのではないかだろうか。ヴィーザーの社会的運動の記述への固執は、彼がそれを社会科学全般の利用にかかわるものと見なしていたことによっていた。そしてこの見解は、彼が「法の錯誤」によって指摘した問題点だったのである。

40) ただし、オッペンハイマーはそのような見方が社会の道徳から完全に外れたものではなく、上層階級のドイツオーストリア人都市生活者にしばし見られる特徴であるとはしている。「これ〔特定のグループへの高い評価〕は、一般に社会的事象を扱うに際して多くのブルジョア的な人物が話すことではなく、特定のドイツオーストリア人が話すことである。ただし、それは都市生活者の心情を持つ高い階級に有り、政治家の節度を持った人物に見られるものであり、奴隸に関するこつけいな本の著者であるハイザーのような半ば乱暴な狂信者でもなく、ゲスタフ・ラツツエンホファーのような軍国主義者でもなく、オットマール・シュパンのような過激派でもない。」Oppenheimer [1926] S. 820-821.

41) Herkner [1907].

参考文献

- Böhm-Bawerk, Eugen von [1914] : "Macht oder Ökonomisches Gesetz?", *Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung*, 23.
- Ekelund, R. B. Jr. [1970] : "Power and Utility : The Normative Economics of Friedrich von Wieser." *Review of Social Economy*, vol. 28.
- Endr  s, A.M. [1991] : "Menger, Wieser, B  hm-Bawerk, and the Analysis of Economizing Behavior", *History of Political Economy*, 23 : 2.
- Hayek, Friedrich von [1926] : "Friedrich Freiherr von Wieser", in Wieser [1929]. (安田充編訳 『貨幣論集』 有斐閣 1941年 収録)
- Herkner, H. [1907] : "Neuer Literatur  ber die deutsch-b  hmische Frage", *Archiv f r Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, 24.
- Kauder [1965] : *A History of Marginal Utility Theory*, Princeton University Press. (斧田好雄訳 『限界効用理論の歴史』 嵐峨野書院 1979年)
- Kelsen, Hans [1910] : "Recht und Macht", *Archiv f r Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, 31.
- Lavoie, Don [1985] : *Rivalry and central planning The socialist calculation debate reconsidered*, Cambridge University Press.
- Marschack, Jakob [1924] : "Wirtschaftrechnung und Gemeinwirtschaft", *Archiv f r Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, 51.
- M tall, Rudolf Alad l [1969] : *Hans Kelsen Leben und Werk*, Franz Deuticke. (井口大介, 原秀男訳 『ハンス・ケルゼン』 成文堂 1971年)
- Mises, Ludwig von [1930] : "Gesammelte Abhandlungen", *Archiv f r Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, 64. (Wieser [1929] への書評)
- Moss, Laurence S., [1997] : "Austrian Economics and the Abandonment of the Classic Thoutet Experimet", in ed. by Keizer, Willen, Bert., Tieben and Rudy van Zip, *Austrian Economics in Debate*, Routledge, 1997.
- Ny ri, J. C., [1986] : "Intellectual Foundations of Austrian Liberalism", in ed. by Grassel, Wolfgang and Barry Smith, *Austrian Economics : Historical and Philosophical Background*, Croom Helm, 1986.
- Oppenheimer, Franz [1926] : "Das Gesetz der Macht", *Archiv f r Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, 56. (Wieser [1926] への書評)
- Rosner, P., Winckler, G. [1989] : "Aspects of Austrian Economics in the 1920s and 1930s", in ed. by Samuels, Warren J., *Research in the History of Economic Thought and Methodology*, vol. 6, Greenwich Conn, 1989.

- Schumpeter, Joseph Alois, [1927] : "Obituary : Friedrich von Wieser", *Economic Journal*, June. (中山伊知郎 東畑精一訳『十大経済学者 マルクスからケインズまで』 日本評論新社 1952年 収録)
- Streissler, Erich [1986] : "Friedrich von Wieser, the Bard as Economist.", in: hrsg. von Leser, Norbert, *Die Wiener Schule der Nationalökonomie*, Böhlau, 1986.
- Vaughn, Karen I., [1994] : *Austrian Economics in America*, Cambridge University Press. (渡部茂 中嶋正人訳 『オーストリア経済学——アメリカにおけるその発展——』 学文社2000年)
- Wieser, Friedrich von [1901] : "Über die gesellschaftlichen Gewalten" in Wieser [1929].
- [1905] : *Über Vergangenheit und Zukunft der österreichischen Verfassung*, Carl Konegen
- [1907] : "Arma Virumque Cano." Festschrift zum 100 Jährigen Jubiläum des Schottengymnasiums. Wien. (in Wieser [1929])
- [1910] : *Recht und Macht : sechs Vorträge*, Duncker und Humblot.
- [1924] : *Theorie der gesellschaftlichen Wirtschaft*. 2. Aufl. J. C. B. Mohr, Tübingen. (trans. by Ford Hinrichs, *Social Economics*, Greenberg, 1927.)
- [1926] : *Das Gesetz der Macht*, Julius Springer. (trans. by W. E. Kuhn, *The Law of Power*, Bureau of Business Research, University of Nebraska-Lincoln, 1983.)
- [1929] : *Gesammelte Abhandlungen*. Hrsg. v. Friedrich August von Hayek, J. C. B. Mohr.
- 大須賀直樹 [1999] : 「ヴィーザーの社会経済学——経済原則と社会の理解——」『立教経済学論叢』第55号
- 長守善 [1955] : 「ヴィーザー」山田雄三編『経済学説全集 第9巻 近代経済学の生成』河出書房1955年収録
- 江頭進 [1999] : 『F. A. ハイエクの研究』 日本経済評論社
- 大津留厚 [1995] : 『ハプスブルクの実験 多文化共存を目指して』中央公論社
- バーバラ・ジェラヴィッチ [1994] : 矢田俊隆訳『近代オーストリアの歴史と文化 ハプスブルク帝国とオーストリア共和国』山川出版社
- カール・E・ショースキー [1983] : 安井琢磨訳『世紀末ウィーン——歴史と文化——』岩波書店
- W. M. ジョンストン [1986] : 井上修一 岩切正介 林部圭訳『ウィーン精神』1, 2 みすず書房
- 高島善哉 [1998] : 『高島善哉著作集 第一巻』こぶし書房

- オットー・バウアー [1989] : 酒井晨史訳『オーストリア革命』早稲田大学出版部
- 森元孝 [1995] : 『アルフレート・シュツツのウィーン』新評社
- 八木紀一郎 [1988] : 『オーストリア経済思想史研究』名古屋大学出版会
- [1997] : 「オーストリアにおける経済的自由主義——マックス・メンガーの場合——」
田中眞晴編『自由主義経済思想の比較研究』名古屋大学出版会収録
- 矢田俊隆 [1977] : 『ハプスブルク帝国史入門——中欧多民族国家の解体過程——』岩波書店
- [1995] : 『オーストリア現代史の教訓』刀水書房
- H. W. ランバース [1983] : 「シュンペーターとヴィジョン」ヒアチエ編 西部邁訳『シュン
ペーターのヴィジョン』ホルト・サンダース1983年収録